

135 私立学校令公布

〔明治三十二年八月〕

明治三十二年八月一日 (注記1) 内閣書記官 (南山)

内閣総理大臣 花押 (山根) 内閣書記官長 (安藤)

外務大臣 花押 (青木) 大蔵大臣 花押 (松方) 海軍大臣 文部大臣 通信大臣

内務大臣 花押 (西郷) 陸軍大臣 花押 (桂) 司法大臣 農商大臣

私立学校令

右枢密院御諮詢ヲ経テ御下付ニ附同院上奏ノ通決定相成然ルヘシ

上諭案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ私立学校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十二年(八)月(二)日 (朱書)

文部大臣

私立学校令別紙之通決議上奏候条此段及御通牒候也

明治三十二年七月三十一日

枢密院副議長伯爵 東久世通禧

内閣総理大臣侯爵 山縣有朋殿

臣等私立学校令諮詢ノ命ヲ恪ミ本月三十一日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上奏シ更ニ

聖明ノ採択ヲ仰ク

明治三十二年七月三十一日

枢密院副議長伯爵臣東久世通禧

勅令第

私立学校令

第一条 私立学校ハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外地方長官ノ監

督ニ属ス

第二条 私立学校ヲ設立セントスル者ハ監督官庁ノ認可ヲ受ク

ヘシ

私立学校ノ廃止及設立者ノ変更ハ監督官庁ニ開申スヘシ

第三条 私立学校ニ於テハ校長若ハ学校ヲ代表シ校務ヲ掌理ス

ル者ヲ定メ監督官庁ノ認可ヲ受クヘシ

本令中校長ニ関スル規定ハ之ヲ学校ヲ代表シ校務ヲ掌理スル

者ニ適用ス

第四条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ私立学校ノ校長又ハ教員

ト為ルコトヲ得ス

一 重罪ヲ犯シタル者但シ国事犯ニシテ復権シタル者ハ此ノ限

ニ在ラス

二 定役ニ服スヘキ軽罪ヲ犯シタル者

三 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者又ハ身代限ノ

処分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘサル者

四 懲戒ニ依リ免職ニ処セラレ二箇年ヲ経過セス又ハ懲戒ヲ免

除セラレサル者

五 教員免許状褫奪ノ処分ヲ受ケ二箇年ヲ経過セサル者

六 品行不良ト認めヘキ者

第五条 私立学校ノ教員ハ相当学校ノ教員免許状ヲ有スル者ヲ

除ク外其ノ学力及国語ニ通達スルコトヲ証明シ小学校、盲啞

学校及小学校ニ類スル各種学校ノ教員ニ在リテハ地方長官其

ノ他ニ在リテハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ専ラ外国語、

専門学科又ハ特種ノ技術ヲ教授スル教員及専ラ外国人ヲ入学

セシムル為ニ設立シタル学校ノ教員ハ国語ニ通達スルコトヲ

証明スルコトヲ要セス

前項ノ認可ハ当該学校在職間有効ノモノトス

第六条 前条ノ証明ヲ不充分ト認めタルトキハ監督官庁ハ本人

ノ志望ニ依リ試験ヲ施スコトアルヘシ

第七条 私立学校ノ校長又ハ教員ニシテ不適當ナリト認めタル

トキハ監督官庁ハ其ノ与ヘタル認可ヲ取消スコトヲ得

第八条 私立学校ニ於テハ公立学校ニ代用スル私立小学校ヲ除

ク外学齡児童ニシテ未タ就学ノ義務ヲ了ラサル者ヲ入学セシ

ムルコトヲ得ス但シ小学校令第二十一条及第二十二条ニ依リ

市町村長ノ許可ヲ受ケタル児童ヲ入学セシムルハ此ノ限ニ在

ラス

第九条 私立学校ノ設備授業及其ノ他ノ事項ニシテ教育上有害

ナリト認めタルトキハ監督官庁ハ之カ変更ヲ命スルコトヲ得

第十条 左ノ場合ニ於テハ監督官庁ハ私立学校ノ閉鎖ヲ命スルコトヲ得

一法令ノ規定ニ違反シタルトキ

二安寧秩序ヲ紊乱シ又ハ風俗ヲ壞乱スルノ虞アルトキ

三六箇月以上規定ノ授業ヲ為ササルトキ

四第九条ニ依リ監督官庁ノ為セル命令ニ違反シタルトキ

第十一条 監督官庁ニ於テ学校ノ事業ヲ為スモノト認メタルト

キハ其ノ旨ヲ関係者ニ通告シ本令ノ規定ニ依ラシムヘシ

第十二条 第十条ニ依ル処分ニ対シテハ訴訟法ニ依リ訴訟スルコトヲ得

第十三条 第十一条ノ通告ヲ受ケ第二条第一項ノ手續ヲ為ササル者及第二条第二項ノ規定ニ違反シタル者並第十条ニ依リ閉鎖ヲ命セラレタル後尚私立学校ヲ継続スル者ハ五百円以上百円以下ノ罰金ニ処ス

第十四条 第三条又ハ第五条ノ認可ヲ得シテ私立学校ノ校長又ハ教員タル者及第七条ニ依リ認可ヲ取消サレタル後尚私立学校ノ校長又ハ教員タル者ハ三十円以下ノ罰金ニ処ス

情ヲ知りテ之ヲ使用シタル者亦同シ

第十五条 第八条ニ違反シタル者ハ二十円以下ノ罰金ニ処ス

第十六条 本令ノ規定ハ私立幼稚園ニ準用ス

第十七条 文部大臣ハ本令施行ノ為必要ナル命令ヲ発スルコトヲ得

第十八条 本令ハ明治三十二年八月四日ヨリ施行ス

附則

第十九条 既設ノ私立学校ニシテ未タ設立ノ認可ヲ受ケサルモノハ本令施行ノ日ヨリ三箇月以内ニ本令ノ規定ニ依リ認可ヲ受クヘシ

第二十条 本令施行ノ際現ニ私立学校ノ校長又ハ教員タル者ニシテ引続キ当該学校ノ校長又ハ教員タラント欲スルモノハ相当学校ノ教員免許状ヲ有スル教員ヲ除ク外本令施行ノ日ヨリ三箇月以内ニ其ノ旨ヲ監督官庁ニ開申スヘシ此ノ場合ニ於テハ第三条又ハ第五条ノ認可ヲ受クルヲ要セス

臣等私立学校令諮詢ノ命ヲ恪ミ本月三十一日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上奏シ

更ニ聖明ノ採択ヲ仰ク

明治三十二年七月三十一日

枢密院副議長伯爵臣東久世通禧

勅令第(二百五十九号)

私立学校令

第一条 私立学校ハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外地方長官ノ監督ニ属ス

第二条 私立学校ヲ設立セントスル者ハ監督官庁ノ認可ヲ受クヘシ

第三条 私立学校ノ廃止及設立者ノ変更ハ監督官庁ニ開申スヘシ

第三条 私立学校ニ於テハ校長若ハ学校ヲ代表シ校務ヲ掌理スル者ヲ定メ監督官庁ノ認可ヲ受クヘシ

本令中校長ニ関スル規定ハ之ヲ学校ヲ代表シ校務ヲ掌理スル者ニ適用ス

第四条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ私立学校ノ校長又ハ教員ト為ルコトヲ得ス

一 重罪ヲ犯シタル者但シ国事犯ニシテ復権シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

二 定役ニ服スヘキ軽罪ヲ犯シタル者

三 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者又ハ身代限ノ

処分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘサル者

四 懲戒ニ依リ免職ニ処セラレ二箇年ヲ経過セス又ハ懲戒ヲ免

除セラレサル者

五 教員免許状褫奪ノ処分ヲ受ケ二箇年ヲ経過セサル者

六 品行不良ト認ムヘキ者

第五条 私立学校ノ教員ハ相当学校ノ教員免許状ヲ有スル者ヲ

除ク外其ノ学力及国語ニ通達スルコトヲ証明シ小学校、盲啞

学校及小学校ニ類スル各種学校ノ教員ニ在リテハ地方長官其

ノ他ニ在リテハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ専ラ外国語、

専門学科又ハ特種ノ技術ヲ教授スル教員及専ラ外国人ヲ入学

セシムル為ニ設立シタル学校ノ教員ハ国語ニ通達スルコトヲ

証明スルコトヲ要セス

前項ノ認可ハ当該学校在職間有効ノモノトス

第六条 前条ノ証明ヲ不充分ト認メタルトキハ監督官庁ハ本人

ノ志望ニ依リ試験ヲ施スコトアルヘシ

第七条 私立学校ノ校長又ハ教員ニシテ不適當ナリト認メタル

トキハ監督官庁ハ其ノ与ヘタル認可ヲ取消スコトヲ得

第八条 私立学校ニ於テハ公立学校ニ代用スル私立小学校ヲ除

ク外学齡児童ニシテ未タ就学ノ義務ヲ了ラサル者ヲ入学セシ

ムルコトヲ得ス但シ小学校令第二十一条及第二十二条ニ依リ

市町村長ノ許可ヲ受ケタル児童ヲ入学セシムルハ此ノ限ニ在

ラス

第九条 私立学校ノ設備授業及其ノ他ノ事項ニシテ教育上有害

ナリト認メタルトキハ監督官庁ハ之カ変更ヲ命スルコトヲ得

第十条 左ノ場合ニ於テハ監督官庁ハ私立学校ノ閉鎖ヲ命スル

コトヲ得

一 法令ノ規定ニ違反シタルトキ

二 安寧秩序ヲ紊乱シ又ハ風俗ヲ壊乱スルノ虞アルトキ

三 六箇月以上規定ノ授業ヲ為ササルトキ

四 第九条ニ依リ監督官庁ノ為セル命令ニ違反シタルトキ

第十一条 監督官庁ニ於テ学校ノ事業ヲ為スモノト認メタルト

キハ其ノ旨ヲ関係者ニ通告シ本令ノ規定ニ依ラシムヘシ

第十二条 第十条ニ依ル処分ニ対シテハ訴訟法ニ依リ訴訟スル

コトヲ得

第十三条 第十一条ノ通告ヲ受ケ第二条第一項ノ手續ヲ為ササ

ル者及第二条第二項ノ規定ニ違反シタル者並第十条ニ依リ閉

鎖ヲ命セラレタル後尚私立学校ヲ継続スル者ハ五百円以上百円

以下ノ罰金ニ処ス

第十四条 第三条又ハ第五条ノ認可ヲ得スシテ私立学校ノ校長

又ハ教員タル者及第七条ニ依リ認可ヲ取消サレタル後尚私立

学校ノ校長又ハ教員タル者ハ三十円以下ノ罰金ニ処ス
情ヲ知りテ之ヲ使用シタル者亦同シ

第十五条 第八条ニ違反シタル者ハ二十円以下ノ罰金ニ処ス

第十六条 本令ノ規定ハ私立幼稚園ニ準用ス

第十七条 文部大臣ハ本令施行ノ為必要ナル命令ヲ発スルコト
ヲ得

附則

第十八条 本令ハ明治三十二年 月 日ヨリ施行ス

第十九条 既設ノ私立学校ニシテ未タ設立ノ認可ヲ受ケサルモ
ノハ本令施行ノ日ヨリ三箇月以内ニ本令ノ規定ニ依リ認可ヲ
受クヘシ

第二十条 本令施行ノ際現ニ私立学校ノ校長又ハ教員タル者ニ
シテ引続キ当該学校ノ校長又ハ教員タラント欲スル者ハ相当
学校ノ教員免許状ヲ有スル教員ヲ除ク外本令施行ノ日ヨリ三
箇月以内ニ其ノ旨ヲ監督官庁ニ開申スヘシ此ノ場合ニ於テハ
第三条又ハ第五条ノ認可ヲ受クルヲ要セス

明治三十二年七月十一日

内閣総理大臣花押

外務大臣 大藏大臣花押 海軍大臣花押 文部大臣花押 通信大臣花押
内務大臣花押 陸軍大臣 司法大臣花押 農商務大臣花押

別紙法典調査会総裁覆申私立学校令ノ件ヲ審査スルニ右ハ私立
学校ニ関スル従来ノ法規不備ナルヲ以テ新条約ノ実施ヲ期トシ
新ニ各種私立学校ニ通スル規定ヲ設ケントスルモノニシテ覆申

(注記5) (安廣) (多田) (南) (山中)

法制局長官印

ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム(但シ第十条ハ法典調査会ニ於
テ削除シタルモ右ハ復活セシメラレ可然ト思考ス只内務省ハ第
十条ノ復活ニ同意ヲ表セス)(加筆) (抹消)

コトヲ證明セシムル(資格ヲ規定スルノ必要ナシト認ムルニ付
削除相成可然且原案第十条ハ殊ニ本令ニ規定スルハ妥当ト認メ
サルニ依リ削除セラレ可然但小学校中学校高等女学校其他学科
課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程トシテハ勿論課程
外タリトモ宗教上ノ儀式ヲ行ヒ又ハ宗教上ノ教育ヲ施スコトヲ
得ヘキモノニ非ラサルヲ以テ文部省ヨリ其ノ旨趣ヲ訓(抹消)
(示セラレ可然)

追テ本件ハ枢密院へ御諮詢相成可然

勅令案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ私立学校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシ
ム

御名 御璽

年月日

文部大臣

勅令第 号

覆申案ニ附箋ノ通

(注記6) (注記7) (注記8)

(注記9) 内閣送第一六号ヲ以テ御送付相成候文部大臣請議私立学校令別
冊之通本会ニ於テ修正議決致候条此段覆申候也

明治三十二年七月四日

法典調査会総裁候爵 山縣有朋

内閣総理大臣侯爵 山縣有朋殿

明治三十二年六月廿一日

内閣書記官長

内閣書記官

法典調査会総裁へ回付案

別紙文部大臣請議私立学校令至急調査具申有之度候也

〔明治三十二年六月廿一日〕

追テ本件ハ要至急候ニ付速ニ評決相成度且別紙ハ復申ノ節御返却有之度候也

〔三十二年七月四日確定〕

甲第十七号 明治三十二年六月二十九日配付

内閣送第一六号ヲ以テ御送付相成候文部大臣請議私立学校令別冊ノ通本会ニ於テ修正議決致候条此段覆申候也

年月日 総裁

総理大臣宛

〔抹消〕第五十号 〔抹消〕明治三十二年六月二十三日配付

内閣送第一六号

別紙文部大臣請議私立学校令至急調査具申有之度候也

明治三十二年六月二十一日

内閣総理大臣侯爵 山縣有朋

法典調査会総裁候爵 山縣有朋殿

追テ本件ハ要至急候ニ付速ニ評決相成度且別紙ハ復申ノ節御返却有之度候也

文部省 亥参甲三号 文書課

私立学校ノ設置廃止及其他ノ監督ニ就テハ従来法令ノ設未タ完カラス唯僅ニ明治十四年文部省達第十五号及明治二十四年文部省令第十八号等ノ規定アルノ外私立学校ニ関スル規則ハ各種ノ法令中ニ散在スルノミ之ヲ以テ往々ニシテ彼是權衡ヲ失シ或ハ不便不備ナル点少シトセス加之条約実施ノ期目前ニ迫リ居留地制度廃止ノ後居留地内ニ設置セラレタル各種ノ学校亦本省監督ノ下ニ帰セントスルヲ以テ茲ニ各種私立学校ニ通スル規定ヲ設ケ監督ノ方法ヲ明ニスルノ必要ヲ認ム依テ別紙勅令案ヲ具シ至急閣議ヲ請フ

明治三十二年六月二十一日

文部大臣伯爵 樺山資紀

内閣総理大臣侯爵 山縣有朋殿

〔抹消〕朕私立学校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

〔抹消〕御名 御璽

〔抹消〕年 月 日

〔抹消〕内閣総理大臣

〔抹消〕文部大臣

私立学校令

〔抹消〕第一条 私人ハ法令ノ規定ニ從ヒ学校ヲ設立スルコトヲ得

第(二)(一)条 (抹消) 私立学校ハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外地方長

官ノ監督ニ属ス

第(三)(二)条 (抹消) 私立学校ヲ設立セントスル者ハ監督官庁ノ認可

ヲ受クヘシ

私立学校ノ廃止及設立者ノ変更ハ監督官庁ニ開申スヘシ

第(四)(三)条 (抹消) 私立学校ノ設立者死亡シタル場合ニ於テ其学

校ヲ継続セントスル者アルトキハ二箇月以内ニ監督官庁ニ開

申スヘシ二箇月ヲ過タルモ尚継続ノ開申ヲ為サルトキハ其学

校ハ当然廃止タルモノト看做ス(加筆・朱書)ニ於テハ校長若ハ学校ヲ代

表シ校務ヲ掌理スル者ヲ定メ監督官庁ノ認可ヲ受クヘシ

本令中学校長ニ関スル規定ハ之ヲ学校ヲ代表シ校務ヲ掌理スル

者ニ適用ス

第(五)(四)条 (抹消) 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ私立学校ノ校長又

ハ教員ト為ルコトヲ得ス

一 重罪ヲ犯シタル者但(加筆) 国事犯ニシテ復権シタル者ハ

(加筆) 限ニ在ラス

二 定役ニ服スヘキ軽罪ヲ犯シタル者

三 破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者又ハ身代

限ノ処分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘサル者

四 懲戒ニ依リ免職ニ処セラレ二箇年ヲ経過セス又ハ懲戒ヲ

免除セラレサル者

五 教員免許状褫奪ノ処分ヲ受ケ二箇年ヲ経過セサル者

六 性行不良ト認ムヘキ者

第六条 (抹消) 私立学校ニ於テ学校ヲ代表シテ校務ヲ掌理シ又ハ職

員ヲ進退スル者ニ対シテハ本令中学校長ニ関スル規定ヲ準用

ス

第(七)(五)条 (抹消) 私立学校ノ校長及教

員ハ相当学校ノ教員免許状ヲ有スル者ヲ除ク外其ノ学力及国

語ニ通達スルコトヲ証明シ小学校、盲啞学校及小学校ニ類ス

ル各種学校ノ校長及教員ニ在リテハ地方長官其(加筆) 他ニ

在リテハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ但(抹消) 専ラ外国語

人ヲ入学セシムル為ニ設立シタル学校ノ校長及教員ハ国語

ニ通達スルコトヲ証明スルコトヲ要セス

前項ノ認可ハ当該学校在職間有効ノモノトス

第(八)(二)条 (抹消) 前条ノ証明ヲ不充分ト認メタルトキハ監督官庁

ハ本人ノ志望ニ依リ試験ヲ施スコトアルヘシ

第(九)(七)条 (抹消) 私立学校ノ校長又ハ教員ニシテ不相当ナリト

消スコトヲ得

第十條 (抹消) 小学校中学校高等学校其他学科課程ニ関シ法令

ノアル学校及政府ノ特権ヲ得タル学校ニ於テハ宗教上ノ儀式

ヲ行ヒ又ハ課程トシテ宗教上ノ教育ヲ施スコトヲ得ス

第(九)(八)条 (抹消) 私立学校ニ於テハ公立学校ニ代用スル私立小

学校ヲ除ク外学齡児童ニシテ未タ就学ノ義務ヲ了ラサル者ヲ

入学セシムルコトヲ得ス但(加筆) 小学校令第二十一条及第二

十二条ニ依リ市町村長ノ許可ヲ受ケタル児童ヲ入学セシムル

ハ(加筆) 限ニ在ラス

第(十七)条(加筆・朱書(法制局)) 私立学校ノ設備授業及其(加筆(法制局))他ノ事項ニシ

テ教育上(又ハ衛生上)有害ナリト認メタルトキハ監督官庁ハ

之力変更ヲ命スルコトヲ得

第十(四)条(抹消(法制局)) 左ノ場合ニ於テハ監督官庁ハ私立学校ノ閉鎖ヲ

命スルコトヲ得

一 法令ノ規定ニ違反シタルトキ

二 安寧秩序ヲ紊乱シ又ハ風俗ヲ壊乱スルノ虞アルトキ

三 六箇月以上ノ規定ノ授業ヲ為ササルトキ

四 第(十)(九)条ニ依リ監督官庁ノ為セル命令ニ違反シタル

トキ

第十二(二)条(抹消(法制局)) 監督官庁ニ於テ学校ノ事業ヲ為スモノト認

メタルトキハ其(加筆(法制局))旨ヲ關係者ニ通告シ本令ノ規定ニ依ラ

シム(抹消(法制局))ルコトヲ得(加筆)

第十三(二)条(抹消(法制局)) 第十(四)条ニ依(抹消)リ地方長官ノ為シタル

処分ニ不服タル者ハ文部大臣ニ(加筆・朱書)ル処分ニ対シテハ訴願法ニ

依リ訴願スルコトヲ得

第十四(四)条(抹消(法制局)) 第五(五)条(抹消)第十(十)条ノ通告ヲ受ケ第二(二)条第一

項ノ手續ヲ為ササル者及第二(二)条第二(二)項ノ規定ニ違反シタル

者(及)並(加筆)第十一(一)条ニ依リ閉鎖ヲ命セラレタル後尚私立学校

ヲ継続スル者ハ五百円以上百円以下ノ罰金ニ処ス

第十(五)条(抹消(法制局)) 第三(三)条又ハ(加筆・朱書)第七(七)条ノ認可ヲ得スシ

テ私立学校ノ(加筆・朱書)校長又ハ(加筆)教員タル者及第九(九)条ニ依リ

認可ヲ取消サレタル後尚私立学校ノ(加筆・朱書)校長又ハ(加筆)教員タル者ハ

(二百円以上)三(拾)円以下ノ罰金ニ処ス

[下札1]

情ヲ知リテ之ヲ使用シタル者亦同シ

第十(六)条(抹消(法制局)) 第十(五)条(抹消)第十(十)条及第九(九)条ニ違反シタル者

ハ二百円以上五(拾)円以下ノ罰金ニ処ス

第十(七)条(抹消(加筆)) 本令ノ規定ハ私立幼稚園ニ準用ス

第十(八)条(抹消(加筆(法制局))) 文部大臣ハ本令施行ノ為必要ナル命令ヲ発

スルコトヲ得

附則

第十(九)条(抹消(法制局)) 本令ハ明治(三十二)年 月 日ヨリ施

行ス

第十二(九)条(抹消(法制局)) 既設ノ私立学校ニシテ未タ設立ノ認可ヲ受

ケサルモノハ本令施行ノ日ヨリ三箇月以内ニ本令ノ規定ニ依

リ認可ヲ受クヘシ

第二十(四)条(抹消(法制局)) 本令施行ノ際現ニ私立学校ノ(加筆・朱書)教員

タル者ニシテ引続キ当該学校ノ校長又ハ教員タラント欲スル

者ハ(相当)学校ノ教員免許状ヲ有スル教員ヲ除ク外)本令施行

ノ日ヨリ三箇月以内ニ其(加筆(法制局))旨ヲ監督官庁ニ開申スヘシ此

(加筆(法制局))場合ニ於テハ第三(三)条又ハ第五(五)条ノ認可ヲ受クルヲ要

セス

[注記13]

文部省 文書課 亥参甲三号

[注記11]

[注記12]

私立学校ノ設置廃止及其他ノ監督ニ就テハ従来法令ノ設未タ完

カラス唯僅ニ明治十四年文部省達第十五号及明治二十四年文部

省令第十八号等ノ規定アルノ外私立学校ニ関スル規則ハ各種ノ

法令中ニ散在スルノミ之ヲ以テ往々ニシテ彼是權衡ヲ失シ或ハ

不便不備ナル点少シトセス加之条約実施ノ期目前ニ迫リ居留地
制度廃止ノ後居留地内ニ設置セラレタル各種ノ学校亦本省監督
ノ下ニ帰セントスルヲ以テ茲ニ各種私立学校ニ通スル規定ヲ設
ケ監督ノ方法ヲ明ニスルノ必要ヲ認ム依テ別紙勅令案ヲ具シ至
急閣議ヲ請フ

明治三十二年六月二十一日

文部大臣伯爵 樺山資紀印

内閣總理大臣侯爵 山縣有朋殿

朕私立学校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年月日

内閣總理大臣

文部大臣

私立学校令

第一条 私人ハ法令ノ規定ニ從ヒ学校ヲ設立スルコトヲ得

第二条 私立学校ハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外地方長官ノ監

督ニ屬ス

第三条 私立学校ヲ設立セントスル者ハ監督官庁ノ認可ヲ受ク

ヘシ

私立学校ノ廃止及設立者ノ変更ハ監督官庁ニ開申スヘシ

第四条 私立学校ノ設立者死亡シタル場合ニ於テ其学校ヲ継続

セントスル者アルトキハ二箇月以内ニ監督官庁ニ開申スヘシ

二箇月ヲ過クルモ尚継続ノ開申ヲ為ササルトキハ其学校ハ当
然廃止シタルモノト看做ス

第五条 左ノ諸号ノ一ニ該当スル者ハ私立学校ノ校長又ハ教員
ト為ルコトヲ得ス

一 重罪ヲ犯シタル者但国事犯ニシテ復権シタル者ハ此限ニ
アラス

二 定役ニ服スヘキ輕罪ヲ犯シタル者

三 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者又ハ身代限
ノ処分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘサル者

四 懲戒ニ依リ免職ニ処セラレ二箇年ヲ經過セズ又ハ懲戒ヲ
免除セラレサル者

五 教員免許状褫奪ノ処分ヲ受ケ二箇年ヲ經過セサル者

六 品行不良ト認ムヘキ者

第六条 私立学校ニ於テ学校ヲ代表シテ校務ヲ掌理シ又ハ職員
ヲ進退スル者ニ対シテハ本令中校長ニ関スル規定ヲ準用ス

第七条 専門学校ニアラサル私立学校ノ校長及教員ハ相当学校

ノ教員免許状ヲ有スル者ヲ除ク外其学力及国語ニ通達スルコ
トヲ証明シ小学校、盲啞学校及小学校ニ類スル各種学校ノ校

長及教員ニ在リテハ地方長官其他ニ在リテハ文部大臣ノ認可
ヲ受クヘシ但專ラ外国語又ハ某種ノ技術ヲ教授スル教員及專

ラ外国人ヲ入学セシムル為ニ設立シタル学校ノ校長及教員ハ
国語ニ通達スルコトヲ証明スルコトヲ要セス

前項ノ認可ハ当該学校在職間有効ノモトス

第八条 前条ノ証明ヲ不充分ト認メタルトキハ監督官庁ハ本人

ノ志望ニ依リ試験ヲ施スコトアルヘシ

第九条 私立学校ノ校長又ハ教員ニシテ不適當ナリト認メタルトキハ監督官庁ハ其与ヘタル認可ヲ取消スコトヲ得

第十条 小学校中学校高等女学校其他学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校及政府ノ特権ヲ得タル学校ニ於テハ宗教上ノ儀式ヲ行ヒ又ハ課程トシテ宗教上ノ教育ヲ施スコトヲ得ス

第十一条 私立学校ニ於テハ公立学校ニ代用スル私立小学校ヲ除ク外学齡児童ニシテ未タ就学ノ義務ヲ了ラサル者ヲ入学セシムルコトヲ得ス但小学校令第二十一条及第二十二条ニ依リ市町村長ノ許可ヲ受ケタル児童ヲ入学セシムルハ此限ニアラス

第十二条 私立学校ノ設備授業及其他ノ事項ニシテ教育上又ハ衛生上有害ナリト認メタルトキハ監督官庁ハ之カ変更ヲ命スルコトヲ得

第十三条 左ノ場合ニ於テハ監督官庁ハ私立学校ノ閉鎖ヲ命スルコトヲ得

一 法令ノ規定ニ違反シタルトキ

二 安寧秩序ヲ紊乱シ又ハ風俗ヲ壊乱スルノ虞アルトキ

三 六箇月以上規定ノ授業ヲ為サ、ルトキ

四 第十二条ニ依リ監督官庁ノ為セル命令ニ違反シタルトキ

第十四条 監督官庁ニ於テ学校ノ事業ヲ為スモノト認メタルトキハ其旨ヲ関係者ニ通告シ本令ノ規定ニ依ラシムルコトヲ得

第十五条 第十三条ニ依リ地方長官ノ為シタル処分ニ不服アル者ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得

第十六条 第三条ニ違反シタル者及第十三条ニ依リ閉鎖ヲ命セラレタル後尚私立学校ヲ継続スル者ハ五百円以上百円以下ノ罰金ニ処ス

第十七条 第七条ノ認可ヲ得スシテ私立学校ノ校長又ハ教員タル者及第九条ニヨリ認可ヲ取消サレタル後尚私立学校ノ校長(抹消)(加筆)〔又〕〔又ハ〕教員タル者ハ二百円以上三拾円以下ノ罰金ニ処ス情ヲ知りテ之ヲ使用シタル者亦同シ

第十八条 第十条及第十一条ニ違反シタル者ハ二百円以上五拾円以下ノ罰金ニ処ス

第十九条 本令ノ規定ハ私立幼稚園ニ準用ス

第二十条 文部大臣ハ本令施行ノ為必要ナル命令ヲ発スルコトヲ得

附則

第二十一条 本令ハ明治 年 月 日ヨリ施行ス

第二十二条 既設ノ私立学校ニシテ未タ設立ノ認可ヲ受ケサルモノハ本令施行ノ日ヨリ三箇月以内ニ本令ノ規定ニ依リ認可ヲ受クヘシ

第二十三条 本令施行ノ際現ニ私立学校ノ校長又ハ教員タル者ニシテ引續キ当該学校ノ校長又ハ教員タラント欲スル者ハ本令施行ノ日ヨリ三箇月以内ニ其旨ヲ監督官庁ニ開申スベシ此場合ニ於テハ第七条ノ規定ヲ適用セズ

(朱書)
〔文部次官より申入れ〕

私立学校令會議明後三十一日午前九時被相開候ニ付当日右時刻

迄ニ説明員御差出相成度此段御照会致候也

三十一年七月廿九日

枢密院書記官

内閣書記官御中

私立学校令会議 三十一日午前九時

三十一年七月廿九日

枢密院

内閣総理大臣御中

明治三十二年七月

内閣書記官長

文部次官へ通牒案

拝啓御省ヨリ閣議ニ提出相成候私立学校令中原案第十條ハ殊ニ規定スルノ必要ナキヲ以テ削除ノ事ニ閣議決定相成候得共内閣ハ右ニ付政府ノ方針ヲ決定シ置クノ必要ヲ認め左ノ通議決相成候間此段及候通牒候也

小学校中学校高等女学校其他学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程トシテハ勿論課程外タリトモ宗教上ノ儀式ヲ行ヒ又ハ宗教上ノ教育ヲ施スコトヲ得ス

〔明治三十二年七月十七日〕 内閣書記官長

〔注記1〕

〔文甲三二〕

〔注記2〕

〔八月四日ヨリ施行〕

〔注記3〕

〔濟〕

〔注記4〕

〔六〕

〔注記5〕

〔御覽濟内閣へ御下付〕

〔注記6〕

〔文甲三二ノ法制局第五〇五号ノ七月六日〕

〔注記7〕

〔山田〕

〔注記8〕

〔山中〕

〔注記9〕

〔法制局〕

〔注記10〕

〔文甲三二〕

〔注記11〕

〔山中〕

〔注記12〕

〔山下〕

〔注記13〕

〔法制局〕

〔注記14〕

〔文甲三二ノ属〕

〔下札1〕

「第三条又八」

〔公文類聚 第二十三編 明治十
一年卷二十八〕 24.11. ㊦861